

ID: 0450

担当部署: 経済観光部 産業戦略課

|  |                    |         |       |
|--|--------------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 奨励措置対象者の指定の取消し     |         |       |
| 例規名<br>根拠条項  | 長門市企業立地促進条例 第8条第1項 |         |       |
| 例規番号   | 平成27年条例第33号        |         |       |
| <p><b>【根拠条文】</b></p> <p>第8条第1項の規定による。<br/>(指定の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第4条第1項に規定する指定の要件を欠くこととなったとき。</li> <li>(2) 第4条第2項の規定により付された条件に違反したとき。</li> <li>(3) 当該指定に係る事業所の設置の工事又は事業所の事業を休止し、又は廃止したとき。</li> <li>(4) 偽りその他不正な行為により奨励措置を受けたとき。</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定を取り消す必要があると認めるとき。</li> </ol> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文に同じ。</p> |                    |         |       |
| 備考   |                    |         |       |
| 設定年月日  | 平成27年10月1日         | 最終変更年月日 | 年 月 日 |